

自動車運転代行業利用促進に向けた事業所名等の 千葉県ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車運転代行業を営む事業所情報を千葉県ホームページに掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和3年千葉県条例第55号）

(2) 県ホームページ

千葉県ホームページ内の環境生活部くらし安全推進課が管理するページ

(3) 法律

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）

(4) 事業者

法律第4条に定める認定を受けた者

(5) 県民

千葉県民

(6) くらし安全推進課長

千葉県環境生活部くらし安全推進課長

(県ホームページに事業者の情報を掲載する目的)

第3条 条例第9条第1項の趣旨に則り、運転代行の利用を検討する県民への情報提供を図り、もって飲酒運転の防止に資する広報を行うことを目的とする。

(県ホームページへの掲載の対象とする事業者)

第4条 県ホームページに掲載する事業者は、法律に定める千葉県公安委員会から認定を受けた者とし、かつ、掲載に関し承諾した者とする。

(県ホームページへの掲載事項)

第5条 県ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 事業所名

(2) 所在地（市町村名までとする）

(3) 電話番号（事業所として掲載できるものとする）

(4) 営業範囲

(5) リンク（ホームページを有する場合）

(掲載の申込)

第6条 県ホームページへの掲載を承諾する事業者は、「千葉県ホームページ掲載申込書」（様式1）に記入の上、くらし安全推進課長に提出する。

(掲載の承認等)

第7条 くらし安全推進課長は、事業者から様式1の提出があったときは、その内容を審

査し、適当と認められるときは第5条各号に定める事項を、県ホームページへ掲載する。

2 ぐらし安全推進課長は、申込内容に不足があるとき、又は県民の利便性の向上を図る観点から必要があると認めるときは、申込書類の修正をそれぞれ求めることができる。

3 前条の申込が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。

(1) 法令その他公序良俗に反する場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 問い合わせ先の内容が、県民の利便性を向上させるという目的に合致しないおそれがある場合

(掲載事項の変更)

第8条 県ホームページへの掲載後、第5条各号の掲載事項に変更が生じた事業者は、速やかに「千葉県ホームページ掲載事項変更届出書」(様式2)を、ぐらし安全推進課長に提出する。

2 ぐらし安全推進課長は、前項の届出について、第7条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第9条 事業者は、廃業その他やむを得ない理由により掲載を終了したいときは、「千葉県ホームページ事業所情報抹消届出書」(様式3)を、ぐらし安全推進課長に提出する。

2 ぐらし安全推進課長は、前項に該当する場合、又は千葉県公安委員会に廃業の届出がなされた場合は、県ホームページから事業所情報を削除する。

(掲載の取消)

第10条 ぐらし安全推進課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その掲載を取り消すことができる。

(1) 第4条に該当しないと認めるとき。

(2) 掲載後に、第7条第3項各号に該当すると認めるとき。

(3) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(個人情報)

第11条 ぐらし安全推進課長は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、事業者の個人情報を次の各号のとおり、適正に管理するものとする。

(1) 個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適正に管理し、及び廃棄すること。

(2) 個人情報を県ホームページ掲載の業務以外の目的で利用しないこと。

(3) 第1号及び第2号の取扱いにおいて、疑義が生じた場合には、その都度関係機関と協議すること。

(事務)

第12条 この掲載に関する事務は、千葉県環境生活部ぐらし安全推進課において処理するものとする。

(免責)

第13条 千葉県は、県ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、掲載に関し必要な事項は、くらし安全推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月14日から施行する。